○厚生労働省告示第二百五十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第八号中「別表第二」の下に「及び別表第三」を加える。

第九号イ中「別表第三」を「別表第四」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「及び従業者の員数の基準」を「、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数」に改める。

第一号のロ中「指定療養介護事業所」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所を除く。）」を加える。

第二号の本文中「注3」を「注5」に、「及び従業者」を「、従業者」に、「並びに所定単位数」を「及び所定単位数」に改め、「乗じる割合」の下に「並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乗じる割合」を加え、同号ロ中「指定生活介護事業所等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。	百分の八十

第三号を削る。

第四号中「第8」を「第7」に、「注11」を「注16」に改め、同号を第三号とする。

第五号中「第10」を「第9」に改め、同号を第四号とする。

第六号中「第11」を「第10」に改め、同号ロ中「指定障害者支援施設等」の下に「（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）」を加え、同号を第五号とする。

第七号中「第12」を「第11」に改め、同号を第六号とする。

第八号中「第13」を「第12」に改め、同号を第七号とする。

第九号中「第14」を「第13」に改め、同号を第八号とする。

第十号中「第15」を「第14」に改め、同号を第九号とする。

第十一号中「第16」を「第15」に改め、同号を第十号とする。

第十二号中「第17」を「第16」に改め、同号を第十一号とする。

○厚生労働省告示第二百五十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号のイ中「第5の1のイ」を「第5の1のイの(1)」に改め、「当該指定療養介護の単位」の下に「（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）」を加え、「生活支援員として看護師を配置している場合にあっては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）」を削り、「ロからニまで」を「ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)」に改め、同号のロを次のように改める。

ロ　介護給付費等単位数表第5の1のイの(2)の療養介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1)　当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

(2)　指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所（以下「特例指定療養介護事業所」という。）であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を含む。ハの(2)、ニの(2)及びヘからチまでにおいて同じ。）の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

第一号のハを次のように改める。

ハ　介護給付費等単位数表第5の1のイの(3)の療養介護サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1)　当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

(2)　特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

第一号のニを次のように改める。

ニ　介護給付費等単位数表第5の1のイの(4)の療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1)　当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

(2)　特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。